

和歌山県木材産業等高度化推進資金制度運営要領

昭和54年12月 6日

[最終改正]

令和 2年 4月 1日

(目的)

第1条 この制度は、木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化、効率的かつ安定的な林業経営の育成並びに森林所有者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）、木材利用事業者等（同項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）が安定的な取引関係を構築して需要に応じた木材の利用拡大を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するために必要な資金、林業者が行う林業経営の改善を推進するために必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）及び森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業を実施するために必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 県は、前条の目的を達成するために、予算で定める範囲内において、別表第1に掲げる金融機関（以下「指定金融機関」という。）に資金の供給を行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定により供給を受けた資金のうち第4条第1号の事業経営改善合理化資金（同号アの素材生産等促進資金（知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）並びに単独事業体のうち大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）及び同条第3号の林業経営改善資金（同号アの林業経営高度化推進資金に限る。）にあってはそれらの額の4倍に相当する額を、同条第1号の事業経営改善合理化資金（同号アの素材生産等促進資金（単独事業体にあっては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び第4条第3号の林業経営改善資金（同号イの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）にあってはそれらの額の3倍に相当する額を、同条第1号の事業経営改善合理化資金（同号アの素材生産等促進資金（選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。）及び同号イの新規需要創出資金に限る。）、同条第2号の木材高度加工資金、同条第3号の林業経営改善資金（同号イの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び同条第4号の木材安定供給資金にあってはそれらの2倍に相当する額を次条に定める者に対し貸し付けるものとする。

なお、大規模事業者とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上の事業者をいう。

また、中規模事業者とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業者をいう。

(貸付対象者)

第3条 指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する次の者であって、当該認定に係る措置を実施する者とする。

- (1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「基盤強化法」という。）第3条第1項の林業経営改善計画の認定を受けた者
- (2) 基盤強化法第4条第1項の木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）の認定を受けた者
- (3) 基盤強化法第4条第2項の合理化計画の認定を受けた者
- (4) 木安法第4条第1項の木材安定供給確保事業に関する計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限り。以下「木安法計画」という。）の認定を受けた者（以下「木安法計画認定者」という。）

(貸付資金の種類)

第4条 この要領に基づき貸付けを行う資金の種類は、合理化計画認定者が当該認定に係る合理化を図るためにとるべき措置（以下「合理化措置」という。）の実施に必要な資金、林業経営改善計画認定者が当該認定に係る林業経営の改善を図るためにとるべき措置の実施に必要な資金及び木安法計画認定者が当該認定に係る木材の安定供給の確保を図るためにとるべき措置の実施に必要な資金で次に掲げるものとする。

- (1) 事業経営改善合理化資金

ア 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限り。）又は数人共同事業者若しくは単独事業者（数人共同事業体に単独事業者を加えた事業者を含む。以下「数人共同事業者等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業者にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限り。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うために必要な短期又は長期の運転資金

イ 新規需要創出資金

木材の製造に係る事業者で木材の新規需要の創出に資する木材製品（次に掲げるものであつて、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものに限り。）の生産を行うものが当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うために必要な短

期又は長期の運転資金

- (ア) 製材
- (イ) 合板
- (ウ) 集成材
- (エ) 単板積層材
- (オ) 防腐、防虫、耐火処理材
- (カ) 直交集成板
- (キ) 木質チップ、ペレット
- (ク) その他知事が承認した製品

(2) 木材高度加工資金

ア 木材の製造に係る事業体で次のいずれかに該当するものが、木材の加工を行うために必要な短期又は長期の運転資金

- (ア) 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの
 - a 集成材製造施設
 - b 人工乾燥施設
 - c 薬剤処理施設
 - d プレカット加工施設
 - e 廃木材破砕・再生処理施設
 - f 製材用省力化設備
 - g 合板用省力化設備
 - h 木製組立材料製造用省力化設備
 - i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
- (イ) 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの
- (ウ) 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う事業体

イ 長期かつ安定的な供給・引取に関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うために必要な短期又は長期の運転資金

(3) 林業経営改善資金

ア 林業経営高度化推進資金

- (ア) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金
- (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるために必要な短期又は長期の運転資金

イ 伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うために必要な短期又は長期

の運転資金

(4) 木材安定供給資金

ア 森林所有者等が素材生産を行うために必要な短期又は長期の運転資金

イ 木材利用事業者等が素材の引取り及び素材等の加工を行うために必要な短期又は長期の運転資金

ウ 森林所有者等、木材利用事業者等、木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者若しくはその組織する団体、木材の輸送を業として行う者又は木材製品利用事業者等が素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うために必要な短期又は長期の運転資金

エ 木材の輸送を業として行う者が素材又は木材製品の輸送を行うために必要な短期又は長期の運転資金

オ 木材製品利用事業者等が木材製品利用事業を行うために必要な短期又は長期の運転資金

(資金の内容及び貸付条件)

第5条 前条の貸付資金の種類ごとの資金の内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、別表第2に定めるとおりとする。

ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

(1) 貸付けの方法

証書貸付又は手形貸付とする。

(2) 返済の方法

指定金融機関の所定の方法による。

(3) 担保及び保証人

指定金融機関の所定の方法による。

(独立行政法人農林漁業信用基金による保証)

第6条 指定金融機関は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）による保証の活用を図ることにより、第4条に規定する資金の貸付けを円滑かつ機動的に行うものとする。

(申込手続)

第7条 資金の借入申込みの手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 合理化計画認定者で資金の貸付けを受けようとする者は、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、知事の認定に係る合理化計画書の写し及び当該資金が合理化措置に係るものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。

(2) 林業経営改善計画認定者で資金の貸付けを受けようとする者は、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、知事の認定に係る林業経営改善計画書の写しを添えて申込みを行うものとする。

(3) 木安法計画認定者で資金の貸付けを受けようとする者は、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、知事の認定に係る木安法計画書の写しを添えて申込みを行うものとする。

(4) 前3号の申込みを行う者で信用基金の保証を依頼しようとする者は、申込みの際に信用基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第8条 指定金融機関は、この要領による貸付けについては、いかなる名義をもってするを問わず、歩積、両建を行ってはならない。

2 指定金融機関は、知事から合理化計画、林業経営改善計画又は木安法計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対する木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。

3 指定金融機関は、前項の取消しの通知があったもののうち、その取消しの事由が著しくこの制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った木材産業等高度化推進資金につきその全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

(報告及び調査)

第9条 指定金融機関は、上半期（4月1日から9月30日までをいう。）及び下半期（10月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとの貸付状況を上半期にあつては10月5日、下半期にあつては4月10日までに知事に報告するものとする。

2 資金の貸付を受けた者は、合理化計画、林業経営改善計画又は木安法計画上の各年度終了後2か月以内（合理化計画、林業経営改善計画又は木安法計画上の年度の終了の日が3月中にある場合には、4月末日まで）に別記様式により当該年度の資金の借受額及び資金の借受けに係る事業の実績を知事に報告するものとする。

3 知事は、この要領に基づく貸付けについて職員をして指定金融機関及び借受者について調査させることがある。

(木材産業等高度化推進運営協議会の活用)

第10条 知事は、この要領による貸付けを円滑に行うため、必要があるときは、別に定める木材産業等高度化推進運営協議会の委員の意見を聞くことができる。

附 則

この要領は、昭和54年12月6日から実施する。

附 則

この要領は、昭和55年6月6日から実施する。

附 則

この要領は、昭和55年7月17日から実施する。

附 則

この要領は、昭和55年12月8日から実施する。

附 則

この要領は、昭和56年6月5日から実施する。

附 則

この要領は、昭和57年2月12日から実施する。

附 則

この要領は、昭和57年7月17日から実施する。

附 則

この要領は、昭和59年1月11日から実施する。

附 則

この要領は、昭和59年9月8日から実施する。

附 則

この要領は、昭和60年8月8日から実施する。

附 則

この要領は、昭和61年3月17日から実施する。

附 則

この要領は、昭和61年5月9日から実施する。

附 則

この要領は、昭和63年4月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成2年8月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成2年11月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成3年11月15日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成4年1月7日から実施する。

2 改正後の和歌山県国産材産業振興資金運営要領の規定は、平成3年12月27日以後に貸付決定が行われた国産材産業振興資金に係る融資分から適用し、同日前に貸付決定が行われた国産材産業振興資金に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成4年6月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成5年12月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年1月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年7月19日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年11月29日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年7月18日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年7月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年9月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年1月31日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年11月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年12月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成10年10月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年3月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年6月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年9月8日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年2月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年6月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年9月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年3月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年11月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年12月26日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年6月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年8月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年9月19日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年12月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年2月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年11月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年6月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年5月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前において、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第4条第1項の規定により認定を受けた木材の生産又は流通の合理化を図るための計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に改正前の和歌山県木材産業等高度化推進資金制度運営要領に基づき貸し付けられた資金についての貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

別表第1（第2条関係）

指 定 金 融 機 関 名
農 林 中 央 金 庫 株 式 会 社 紀 陽 銀 行

別表第2 (第5条関係)

貸付資金の種類	(1) 素材生産等促進資金	資金内容	貸付条件
1 事業経営改善 合理化資金 (事業経営改善計画に基づく資金) (運転資金)		ア 素材生産を行うために必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産費(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び作業委託費	・利率 短期運転資金 (保証なし) 年1.60% (年1.50%) [年1.30%] (保証付き)
		イ 素材の引取りを行うために必要な資金 素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費	年1.20% (年1.10%) [年0.90%] 長期運転資金 (保証なし)
		ウ 木材製品の引取りを行うために必要な資金 製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費	年1.30% (年1.20%) [年1.00%] (保証付き)
		エ 素材等の加工を行うために必要な資金 作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金 (素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)	年0.90% (年0.80%) [年0.60%] (長期の運転資金は、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)
		なお、エの素材等の加工を行うために必要な資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。	・償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち措置期間 1年以内)
			・貸付限度額 1億円 (林野庁長官特認 2億円) [素材の年平均生産量 10,000m ³ 以上] [素材の年平均月取量 15,000m ³ 以上] [木材製品の年平均月取量 20,000m ³ 以上] (林野庁長官特認 4億円) [素材の年平均月取量 30,000m ³ 以上]

			[木材製品の年平均月取量 40,000m ³ 以上] (林野庁長官特認 5億円) [素材及び木材製品の年平均月取量 50,000m ³ 以上]
	(2) 新規需要創出 資金	ア 素材の引取りを行うために必要な資金 素材の購入代金 (前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む) 及び素材の引取りに必要な輸送費	・利率 短期運転資金 (保証なし) [年1.30%] (保証付き) [年0.90%]
		イ 木材製品の引取りを行うために必要な資金 製材等の購入代金 (前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む) 及び製材等の引取りに必要な輸送費	長期運転資金 (保証なし) [年1.00%] (保証付き) [年0.60%]
		ウ 素材等の加工を行うために必要な資金 作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要な資金 (素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く)	(長期の運転資金は、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)
			・償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち措置期間 1年以内)
			・貸付限度額 1億円
2 木材高度加工 資金 (構造改善計画に 基づく資金) (運転資金)		ア 木材の加工を行うために必要な資金 作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金 (前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。) 及び素材の引取りに必要な輸送費 (JAS無垢材に係るものに限る。)	・利率 短期運転資金 (保証なし) [年1.30%] (保証付き) [年0.90%]
		イ 素材生産を行うために必要な資金 立木購入代金 (前渡金、予約金等を含む。)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用 (作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。) 及び輸送費	長期運転資金 (保証なし) [年1.00%] (保証付き) [年0.60%] (長期の運転資金は、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)
			・償還期限 1億円 短期運転資金 1年以内

3 林業経営改善 資金 (林業経営改善計 画に基づく資 金) (運転資金)	(1) 林業経営高 度化推進資金	ウ 素材又は林産品の引取り及び素 素 材若しくは林産品の加工を行う ために 必要な資金 素材若しくは林産品の購入代金 (前渡金、予約金、木材市場における決 済資金等を含む。) 、素材の引取りに必 要な輸送費及び素材等の加工を行うため に必要な作業労賃、電力費、燃料費その 他素材等を加工するために必要な資金	長期運転資金 5年以内 (うち措置期間 1年以内) (林野庁長官特認 2億円) [JAS無垢材の製造を行う 者]
		ア 造林に必要な資金 作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施 設の使用料、作業委託費	・利率 短期運転資金 (保証なし) 年1.60% (保証付き) 年1.20% 長期運転資金 (保証なし) 年1.30% (保証付き) 年0.90% (長期の運転資金は、資金の回 収期間が1年を超えるものに限 る。) ・償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち措置期間 1年以内) ・貸付限度額 5千万円 (林野庁長官特認 1億5千万円) [造林の年間施業面積500ha以 上]
	(2) 伐採・造林一 貫作業推進資金	ア 素材生産を行うために必要な資金 立木購入代金 (前渡金、予約金等を含む 。) 及び素材生産を行うための作業現 場から最終土場までの素材生産実施費用	・利率 短期運転資金 (保証なし) (年1.50%) [年1.30%]

		<p>(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)</p> <p>イ 造林を行うために必要な資金</p> <p>作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費</p>	<p>(保証付き)</p> <p>(年1.10%)</p> <p>[年0.90%]</p> <p>長期運転資金 (保証なし)</p> <p>(年1.20%)</p> <p>[年1.00%]</p> <p>(保証付き)</p> <p>(年0.80%)</p> <p>[年0.60%]</p> <p>(長期の運転資金は、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)</p> <p>・貸付限度額 1億円 (林野庁長官特認 2億円)</p> <p>[素材の年間平均生産量 10,000m³以上]</p>
<p>4 木材安定供給資金 (木安法計画に基づく資金) (運転資金)</p>		<p>ア 素材生産を行うために必要な資金</p> <p>施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第24号。以下「管理経営法」という。)第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び作業委託費。</p> <p>なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。</p> <p>イ 素材の引取り及び素材等の加工を行うために必要な資金</p> <p>素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>ウ 素材又は木材製品の引取り及び木材の</p>	<p>・利率</p> <p>短期運転資金 (保証なし)</p> <p>[年1.30%]</p> <p>(保証付き)</p> <p>[年0.90%]</p> <p>長期運転資金 (保証なし)</p> <p>[年1.00%]</p> <p>(保証付き)</p> <p>[年0.60%]</p> <p>(長期の運転資金は、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)</p> <p>・償還期限</p> <p>短期運転資金 1年以内</p> <p>長期運転資金 5年以内 (うち措置期間 1年以内)</p> <p>・貸付限度額 3億円 (林野庁長官特認 4億円)</p> <p>[協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低</p>

		<p>流通に係るコーディネートを行うために必要な資金</p> <p>(ア) 素材又は木材製品の引取りを行うために必要な資金 素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費</p> <p>(イ) 木材の流通に係るコーディネートを行うために必要な資金 ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費</p> <p>エ 素材又は木材製品の輸送を行うために必要な資金 輸送を行うための作業労賃、燃料費機械・車両の使用料及び維持費用</p> <p>オ 木材製品利用事業を行うために必要な資金 木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金</p>	<p>下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっては、借受者の償還が適切に行われると認められること。]</p>
--	--	---	--

(注)

- 1 「貸付条件」欄の利率における（ ）は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率。
- 2 「貸付条件」欄の利率における保証付きの利率は債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用される。
- 3 「貸付条件」欄の措置期限における（ ）は措置期間であり、償還期間を含む。
- 4 「貸付条件」欄の貸付限度額における [] は貸付限度額の特認条件

(備考)

(備考)

借入資金が合理化措置に係るものであることを証明する書類例

1 運転資金

木材の購入等に係る売買契約書、売渡承諾書、売買確約書、落札証明書等

なお、法人格のない団体の場合は、上記書類のほか、構成員別の受益分担表（様式例）を添付する。

（様式例）

区 分	構 成 員 内 訳				計
	甲	乙	丙	…	
事 業 量	〇〇m ³	〇〇m ³	〇〇m ³		〇〇m ³
必要資金額	千円	千円	千円		千円

〇〇年の事業の構成員別の受益分担は、上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

代表者氏名

Ⓜ